

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行による。

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

立川市印鑑条例（昭和53年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録証明の申請及び交付)</p> <p>第12条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 印鑑の登録証明を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用して暗証番号を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(登録証明の申請及び交付)</p> <p>第12条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 印鑑の登録証明を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。